

令和8年度第1回島本町社会教育委員会議

令和8年6月10日（水）午前10時から
島本町役場4階 議会第3・4会議室

1 教育長挨拶

2 自己紹介

3 議長・副議長の決定

4 傍聴者の確認

5 議案

(1) 教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項について【資料1】

(2) 令和8年度島本町社会教育関係団体活動支援事業補助金の交付について

【資料2】【資料3】【資料4】

(3) その他

令和 8 年 度

教育・保育重点目標及び関係機関 に対する指示事項

島本町教育委員会

3 社会教育と生涯学習の推進

(1) 青少年健全育成の推進

① 本年度の目標

ア 青少年教育の推進

青少年が心身ともに健やかに成長できるよう、人権教育の視点も入れながら、学習機会の提供や体験活動を推進するとともに、青少年活動の活性化を図るため、関係団体の支援に努める。

イ 青少年の非行防止の取組

地域や関係機関と連携しながら、青少年の非行防止に努める。

② 本年度の指示事項

ア 青少年教育の推進

事業実施の際には、これまでの取組で得た意見などを検証し、事業内容の工夫・改善に努めること。また、子どもが参加しやすい魅力のある事業や、成長とともに行動範囲や人間関係が広がっていく中高生にも参加しやすい事業を実施すること。

イ 青少年の非行防止の取組

関係機関と連携しながら啓発や防犯活動を実施すること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

○青少年教育事業の開催

- ・親子体験学習
- ・手話教室
- ・アート教室

○青少年指導員協議会主管事業の開催

- ・青少年健全育成大会
- ・夜間パトロール
- ・青少年指導員と一緒に学ぶ研修会

○「二十歳のつどい」の開催

(2) 文化財保護の推進

① 本年度の目標

ア 文化財の保護
町指定文化財の指定等を進め、これらを活用した各種事業を展開し、文化財の保護及び啓発に努めるとともに、地域の活性化を図る。
イ 埋蔵文化財の確認・保存
埋蔵文化財包蔵地内・包蔵地外での開発に伴う調査を実施し、遺跡の記録保存と保護に努める。
ウ 埋蔵文化財の活用
埋蔵文化財の調査で見つかった資料を活用し、文化財保護の普及啓発を推進する。
エ 歴史文化資料館の充実
歴史文化資料館を拠点に、郷土を中心とした歴史・考古・民俗等に関する資料の調査を実施し、保存に努めるとともに、展示資料の充実を図る。 また、歴史文化資料館の耐震化に向け事務を進めるとともに、館内の展示の更なる充実に向けて検討を進める。
オ 歴史文化資料館の貸出
歴史文化資料館について、管理運営に支障のない範囲で、住民交流の場として施設の使用を許可し、文化財の保存と活用の両立を図る。
カ 史跡の管理
史跡桜井駅跡史跡公園内に存在する石碑等を、適切に維持管理し、文化財の保存及び普及啓発に努める。

② 本年度の指示事項

ア 文化財の保護
新たな町指定文化財の指定等に向けて、調査・研究に取り組むこと。
イ 埋蔵文化財の確認・保存
埋蔵文化財包蔵地内・包蔵地外での調査を適切に実施すること。
ウ 埋蔵文化財の活用
埋蔵文化財の調査で見つかった遺構の復元や遺物の展示などを行い、住民及び来訪者に対して埋蔵文化財に触れる機会を提供し、周知・啓発に取り組むこと。

エ 歴史文化資料館の充実
文化財資料調査を基に、郷土に関連した展示を行うこと。また、本町で昔から使用されている生活の道具を展示し、本町の暮らしの移り変わりを学ぶ場を提供すること。 歴史文化資料館が登録有形文化財であることから、今後の耐震補強工事及びその後の利用が適切に行われるよう、保存活用計画の策定を行うこと。 館内展示の更なる充実に向けて、専門家の助言を受けながら、検討を進めること。
オ 歴史文化資料館の貸出
歴史文化資料館について、引き続き住民交流の場及び情報発信基地としての活用に取り組むこと。ただし、施設使用許可に当たっては、必要に応じて条件を付すなど、所蔵資料及び建物の保存と活用を両立するよう、万全を期すること。
カ 史跡の管理
史跡桜井駅跡史跡公園内の文化財について、安全に公園を利用できるよう維持管理するとともに、適切に文化財の保存を行うこと。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 町指定文化財等候補の調査
 - ・町内の文化財調査
 - ・水無瀬家の資料調査
- 埋蔵文化財の調査
- 埋蔵文化財の活用
 - ・町内発掘調査成果展の開催
- 歴史文化資料館の展示
 - ・企画展の開催（水無瀬家資料調査中間報告展など）
 - ・常設展の充実
- 歴史文化資料館の活用
 - ・講演会
 - ・埋蔵文化財・古文書・民具等の文化財の関連イベント
 - ・施設利用の促進
 - ・保存活用計画の策定
 - ・専門家の助言を受け、展示方法の検討
- 史跡桜井駅跡史跡公園内の文化財の維持管理
- 町ホームページ内での文化財関係の情報発信

(3) 生涯学習活動の推進

① 本年度の目標

ア 文化教室の開催
各種文化教室事業において、より多くの住民が参加できるよう、住民ニーズを把握し、生涯学習活動の充実を図る。
イ 生涯学習団体の支援
町内で活動する生涯学習関係団体に関する広報を積極的に行い、住民の学習機会の充実を図る。
ウ 団体の自立支援
学習活動を通じて、文化の推進を主体的に担える人材育成に努め、かつ、団体の育成に努める。

② 本年度の指示事項

ア 文化教室の開催
各種教室等において、回数や学習内容について住民ニーズを把握するためのアンケートを実施し、新規の教室事業を検討・開催することで、参加者の拡大に取り組むこと。
イ 生涯学習団体の支援
生涯学習関係団体の活動内容などを掲載した紹介冊子の作成やホームページへの情報掲載等、各団体活動の広報に取り組むこと。
ウ 団体の自立支援
生涯学習関係団体の設立支援として、引き続き各種教室等の修了者に対する団体制度の説明を行い、また、町内在住講師の起用など、町内の人材育成に積極的に取り組むこと。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 各種教室等の開催
 - ・ボランティアとよむ はじめての古文書体験教室
 - ・少年少女和太鼓教室
 - ・和太鼓教室(青年の部)
 - ・和太鼓教室(一般の部)
 - ・けん玉教室
 - ・バルーンアートであそぼう!
 - ・生涯学習関係講座
 - ・生涯学習関係団体が講師となる教室
- 文化祭事業実行委員会主催事業の後援
- 生涯学習関係団体の支援

(4) 図書館サービスの推進

① 本年度の目標

ア 図書館の広報
様々な方に来館いただけるようホームページ等を活用し、図書の紹介や各種イベント情報などを積極的に利用者へ配信する。
イ 図書館の魅力向上
利用者が本を手に取り、興味を持って読んでいただけるよう書架の充実に努める。
ウ 図書館の広域利用
北摂地区における公立図書館の広域利用事業を推進する。
エ 不用図書の活用
寄贈図書などの有効活用について引き続き検討する。

② 本年度の指示事項

ア 図書館の広報
町立図書館に関する情報について、様々な媒体を活用し、配信の充実に努めること。
イ 図書館の魅力・利便性の向上
毎月、季節や時事、年齢等に応じた特集コーナーを設け、本との新たな出会いの機会の充実を図ること。子どもに読書の楽しさを伝える、読み聞かせ「おはなし会」が長く継続できるよう、担い手の育成を図ること。また、様々な方が読書を楽しめるよう、バリアフリーの取組を進めること。
ウ 図書館の広域利用
図書館の広域利用について、他市町相互の連携の下、円滑な運営に努めること。
エ 不用図書の活用
寄贈図書の売却を継続して実施するとともに、リサイクルブックコーナーを設置し、利用者への還元を図ること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

○図書館に関する情報発信

・広報やホームページ、島本町公式LINE、デジタルサイネージ等様々な媒体での事業の周知

・ホームページ掲載内容の充実

○定例的な事業の開催

・おはなしかい（毎週土曜日）

・わくわくかみしばい（毎月第1水曜日）

・「赤ちゃんタイム」の実施（毎週土曜日・日曜日及び祝日）

○年間予定の事業の開催

・こどもの読書週間（おはなしかい）

・夏休み・冬休み関連事業（クイズラリー等参加型事業）

・図書館まつり（おはなしかい・クイズラリー・コンサート）

・クリスマス関連事業（おはなしかい）

・なのはなのおはなし会（ストーリーテリング）

○学校・団体と連携した取組の実施

・「学校図書館専任職員連絡会」参加

・子ども読書に係る関係機関等研修会

・新任教員「社会体験研修」受入れ

・小中学校の児童・生徒「図書館見学」受入れ

○おはなし会の担い手の育成

・読み聞かせボランティア養成講座（中級編）の開催

○読書バリアフリーの推進

・点字付き絵本やししブックなどのバリアフリーに配慮した資料を集めた「りんごの棚」を設置

・視覚障害者等が、「サピエ」会員施設・団体保有の点字図書やデジデータ（CDなどの録音図書など）の借用・ダウンロードの利用が可能となる環境を継続

○広域利用の推進

○リサイクルブックコーナーの常設

・除籍処分した書籍等のリサイクルブックコーナーを常設

(5) スポーツ活動の推進

① 本年度の目標

ア ニュースポーツの普及
ニュースポーツについて、広く住民へ周知を図り、普及に努める。
イ 新体育館等の整備
町立体育館及び小中学校プールについて、水無瀬川緑地公園敷地内への移転整備を進める。
ウ スポーツ施設の維持管理
利用者が安全に利用できるよう、スポーツ施設や備品等について、適切な維持管理に努める。また、東大寺公園テニスコートについて、尺代への移転整備を進める。
エ スポーツ教室の開催
定期的にスポーツ教室を開催し、生涯スポーツの普及啓発を図る。
オ スポーツ関係団体の支援
誰もが生涯にわたって、健康や体力を保持し、生きがいを持てる環境づくりに努める。

② 本年度の指示事項

ア ニュースポーツの普及
ニュースポーツを周知するため、定期的に体験教室を開催する際には、効果的な周知の方法を検討・工夫するとともに、PTA行事への協力等により、ニュースポーツの普及に取り組むこと。
イ 新体育館等の整備
町立体育館等の整備にあたっては、島本町新体育館等整備基本計画に基づいて進めること。
ウ スポーツ施設の維持管理
町内スポーツ施設を適切に維持管理するとともに、物品の状況把握や計画的な修繕及び更新に努めること。また、尺代テニスコートの整備を進めること。
エ スポーツ教室の開催
参加者ニーズを検証しながら教室の内容を検討すること。
オ スポーツ関係団体の支援
子どもから高齢者まで誰もが生きがいを持てる環境づくりのため、スポーツ関係団体等の活動の支援に努めること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

○スポーツ推進委員協議会主管事業の開催

- ・ニュースポーツ体験教室

○新体育館等の整備

- ・新体育館等整備基本計画に基づき、民間事業者の募集選定を進める。

○尺代テニスコート整備設計業務

○スポーツ施設の貸出し

- ・町立体育館
- ・東大寺公園テニスコート
- ・学校教育施設の体育館・グラウンド・テニスコート
- ・水無瀬川緑地公園スポーツ広場

○スポーツ教室の開催

- ・ヨガ教室
- ・スリータッチボール教室
- ・ダブルダッチ教室
- ・バドミントン教室
- ・ジュニアテニス教室
- ・体幹&ストレッチ教室
- ・運動あそび教室

○町民スポーツ実行委員会主催事業の後援

○スポーツ関係団体の支援

- ・社会教育関係団体
- ・総合型地域スポーツクラブ

令和 7 年度島本町社会教育関係団体活動支援事業補助金執行状況一覧

1	2	3	6	8	9	10
	団体名	事業名	代表	交付額	実績額	精算額
1	島本町文化協会	文化のつどい	釜谷 昌宏	70,000円	70,000円	0円
2	島本町PTA連絡協議会	教育講演会	家島 明彦	70,000円	70,000円	0円
3	島本音楽協会	島本音楽協会第202回コンサートから第205回コンサートまでの4回の年間コンサート事業	松永 昌子	70,000円	70,000円	0円
4	特定非営利活動法人 島本町体育協会					
5	島本町少年野球協議会	少年野球体験会	増山 賢次	70,000円	70,000円	0円
6	日本ボーイスカウト島本第1団	ワクワク自然体験あそび	八代 龍之介	70,000円	70,000円	0円
7	ガールスカウト大阪府第90団	おさそいキャンペーン(ガールスカウト体験集会)	宮本 克美	70,000円	56,636円	13,364円
8	島本レクリエーション協会					

令和8年6月1日現在

	団体名	事業名	事業目的	申請額
1	島本町文化協会	文化のつどい	成果発表を通じて、相互に技量、技能の向上を目指すとともに町民の皆さんとの交流機会を持つことにより、文化協会活動の浸透を図り、同時に会員数増員の一助とする。	70,000円
2	島本町PTA連絡協議会	未定	未定	—
3	島本音楽協会	島本音楽協会 第206回コンサートから第209回コンサートまでの4回の年間コンサート事業	島本音楽協会の目的である、島本町の音楽文化の向上をめざし、音楽あふれる町づくりに資する。	70,000円
4	島本町少年野球協議会	少年野球体験会	少年野球の体験会をととして、心身の健全育成を図ることを目的とする。	70,000円
5	日本ボーイスカウト 島本第1団	ボーイスカウトとあそぼう！ワクワク自然体験あそび	地域のボーイスカウトとして、子供たちに自然体験活動の機会を提供し、自然とふれあい、楽しくあそぶことで子供たちの健やかな成長を支援する。	70,000円
6	ガールスカウト大阪府第90団	おさそいキャンペーン(ガールスカウト体験集会)	地域に根差した生涯学習活動であるガールスカウトの活動をガールスカウト対象の女兒とその保護者に体験を通じて知ってもらう	70,000円
7	島本町レクリエーション協会	機能改善・身体機能向上セミナー	地域住民の健康維持・増進を図るとともに、加齢や運動不足による身体機能低下予防を目的として、整骨資格を有する専門家及びトレーニング指導者を講師に迎え、正しい身体の使い方や機能改善運動を学ぶ講習会を開催する。	60,000円

【議案2】令和8年度社会教育関係団体活動支援事業補助金交付申請書

(目 次)

	団 体 名	掲載ページ
1	島本町文化協会	1 ページから 6 ページ
2	島本音楽協会	7 ページから 1 2 ページ
3	島本町少年野球協議会	1 3 ページから 1 6 ページ
4	日本ボーイスカウト島本第一団	1 7 ページから 2 0 ページ
5	ガールスカウト大阪府第 9 0 団	2 1 ページから 2 4 ページ
6	島本レクリエーション協会	2 5 ページから 2 8 ページ

令和 8 年度補助金交付申請書

令和 8 年 5 月 11 日

住所又は所在地

[REDACTED]

交付申請者

氏名又は名称及び代表者氏名

島本町文化協会

会長 釜谷 昌宏

島本町長 山田 紘平 様

補助金			交付申請書							
負担金										
助成金										
	千	百	拾	万	千	百	拾	円	一	
金額				7	0	0	0	0		

ただし 令和 8年度 島本町文化協会補助金として

下記理由書により	補助金	交付願いたく申請いたします。
	負担金	
	助成金	

理 由 書

島本町文化協会の活動の充実と発展のため

補助年度事業計画書

氏名又は名称及び代表者氏名 島本町文化協会
会長 釜谷 昌宏

(1) 事業の目的

成果発表を通じて、相互に技量、技能の向上を目指すとともに町民の皆さんとの交流機会を持つことにより、文化協会活動の浸透を図り、同時に会員数増員の一助とする。

(2) 事業の名称 島本文化のつどい

(3) 事業費 金 106,000円

(4) 事業の実施期日

令和8年6月14日（日曜日） 午前12時から午後4時ごろ

(5) 事業の実施場所

ふれあいセンター

（ケリヤホール、ケリヤホール前、2階和室、
3階 第一学習室・視聴覚室）

(6) 事業の概要

文化協会会員の全員参加による、年一度の成果発表の催し

設計書、図書等参考書類添付のこと。

令和8年「島本文化のつどい」 行事予算 (単位円)

収入	項 目	予算	
行事全般	協会費	11,500	
	補助金(生涯学習課)	70,000	
	お茶席会費	24,500	
	合 計	106,000	
支出	項 目	予算	補助金
全般印刷	タイトルポスター補修費	0	0
	拡大コピー	1,200	800
	タイトル印刷	1,000	1,000
	プログラム印刷代	1,000	1,000
	ラミネート	1,000	2,000
	写真	2,000	2,000
	ポスター(プリントバック)	1,500	0
	カラーペーパー、購入(B4)	1,000	1,000
	合 計	8,700	7,800
会場借り上げ当	ケリヤホール使用料(当日)	25,200	25,200
	付帯設備使用料	3,600	3,600
	ピアノ	4,500	4,500
	音楽室使用料	600	500
	合 計	33,900	33,800
芸術文化 芸能文化	ゲスト謝礼(200円×35人)	7,000	7,000
	合 計	7,000	7,000
生活文化茶道 (健康教育指導室)	生菓子	16,000	0
	茶筌、懐紙	5,000	5,000
	抹茶	8,000	0
	会場費(前日+当日)	11,000	0
	合 計	40,000	5,000
生活文化華道	生け花(花代)	13,780	13,780
	合 計	13,780	13,780
国民娯楽 囲碁将棋	会場費(視聴覚室・第一学習室)	2,620	2,620
	合 計	2,620	2,620
雑費	切手	0	
	合 計	0	0
合 計		106,000	70,000

【懇親のつどい→経費の比較→7年予算・決算】

(4) 令和 8 年度事業・活動計画書

NO	開催月	行 事	事 業 の 目 的 及 び 内 容
①	4 月	総会	令和 7年度活動及び決算報告、 令和 8 年度活動計画・予算審議。
②	5 月	史跡探訪	見聞を広めるため、近隣の史跡を見学する
③	6 月	文化のつどい	一般町民との交流および会員募集を目的として、 年間の活動成果発表会を開催します
4	6 月	街頭啓発	町生活環境美化週間・街頭啓発参加
5	8 月	島本夏祭り	島本夏祭り参加
6	9 月	社協まつり	社協まつり参加
⑦	10 月	研修会	研修会（文化施設、歴史資料の見学・研修） 令和8年は経費積み立ての年です、中止します。
8	11 月	文化祭参加	実行委員 2 名派遣および茶華道部、俳句部、 アートフラワー部・囲碁・将棋部などが参加予定)
9	11 月	街頭啓発	町生活環境美化週間・街頭啓発参加
⑩	毎月 1 回	定例役員会	各行事詳細計画、反省、予実算フォロー
⑪	不定期	ボランティア活動	高齢者福祉施設などへの訪問 慰問を継続的に実施
12	随時	他団体行事 への参加協力	町文化祭実行委員（2名） 社会福祉協議会組織構成員 町環境美化推進協議会幹事 島本町人権まちづくり協会に入会

註) 番号の○は文化協会主催の事業を示す。

令和 8年度収支予算書

収入の部	区 分	予 算 額(円)	明 細	
	前年度繰越	41,080		
	文化協会会費	60,000	年会費 1,000 x 60名	
	町補助金	70,000	島本町補助金	
	事業参加費	0	研修会費	
	バザー売上	5,000		
	基金から繰り入れ	5,500		
	お茶席会費	24,500		
	合 計	206,080		
支出の部	区 分	予 算 額(円)	明 細	内補助金
	総会費	3,000	会場費、資料、印刷、	
	懇親のつどい	106,000	会場費、その他雑費	70,000
	研修会費	50,000	次年度開催のため積み立て	
	史跡探訪	2,000	交通費、ガイド協力金	
	通信事務費	5,000	切手、封筒、その他の通信費	
	消耗費	4,000	コピー代、ファイル、用紙、印刷	
	広報費	5,000	アートフラワー展示用経費	
	会費	5,500	社協、夏祭り、人権協他	
	貴金繰り入れ	5,000	バザー 売上金	
	予備費	20,580		
	合 計	206,080		70,000
(差引)		収入 206,080	円 - 支出 206,080 円 = 0 円	

<<基金残高>>

項 目		金額 (円)	備 考
収入	令和7年度 末残高	57,753	
	令和8年度 積立金	5,000	バザー売り上げ金、その他
支出	令和8年度 収支決算に繰り入れ	5,500	
令和 8 年度末残高		57,253	

<<研修会積み立て金>>

項 目		金額 (円)	備 考
収入	令和7年度 末残高	0	
	令和8年度 積立金	5,000	
支出	令和8年度 予算に繰り入れ	0	
令和 8 年度末残高		5,000	

令和 8 年 5 月 11 日

島本町長

山田紘平 様

島本町文化協会

会長 釜谷 昌宏

年度補助金交付申請書

令和8年5月2日

住所又は所在地

交付申請者

島本音楽協会

氏名又は名称及び代表者氏名

会長 松永昌子

島本町長 様

補助金

負担金 交付申請書

助成金

金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円
			7	0	0	0	0	-

ただし 令和8年度 島本音楽協会 補助金として

下記理由書により

補助金

負担金

助成金

交付願いたく申請いたします。

理由書

島本音楽協会の目的である島本町の音楽文化の向上を
めざし、音楽あふれる町づくりに資する

補助年度事業計画書

氏名又は名称及び代表者氏名

島本音楽協会
会長 松永昌子

(1) 事業の目的

島本音楽協会の目的である島本町の音楽文化の向上を目的とし
音楽あふれる町づくりに資する

(2) 事業の名称

島本音楽協会第206回コンサートから第209回コンサートまでの
4回の年間コンサート事業

(3) 事業費

693,000円

(4) 事業の実施期日

令和8年7月12日(日) 8月30日(日) 10月18日(日) 12月13日(日)

(5) 事業の実施場所

島本町ふれあいセンター「ケリヤホール」

(6) 事業の概要

設計書、図書等参考書類添付のこと。

(6) 事業の概要

本協会主催のコンサート実施

第206回コンサート 第28回 島本合唱フェスティバル

(令和8年7月12日)

第207回コンサート

ポピュラー&モダンコンサート

「MUSIC@NET / ネット」

～音楽の旅へ誘う弦の響き～

(令和8年8月30日)

第208回コンサート

フラメンココンサート

「添地が子フラメンコの大地を這う」

～唄と踊りの呼応～

(令和8年10月18日)

第209回コンサート

村瀬響 グライシンリサイタル

～北欧の響き～

(参考資料)

1 島本音楽協会 2026年度 総会議案書 (提出済)

2 2026年度 会員募集 チラシ

島本音楽協会.

2026年度 会員募集

～島本を音楽あふれる町に～

<2026年度 コンサートの予定>

第206回コンサート (入場無料)

第28回 島本合唱フェスティバル ～9つの合唱団が参加する楽しい合唱フェスティバル～

2026年7月12日(日) 午後1時30分～ ふれあいセンター ケリヤホール

(出演団体) 島本混声合唱団/ゆりの花コーラス/コールあんだんて/ピアチェーレ/シャンテ/
女声合唱団JyoJyo/金光大阪中学校高等学校育友会コーラス/
大阪青凌中学校高等学校保護者会コーラス部プリランテ/
島本ジュニアコーラス くすのキッズ

第207回コンサート

ポルトガルギター&マンドリンコンサート

「MUZIC@NET/マリオネット」

～音楽の旅へ誘う弦の響き～

2026年8月30日(日) 午後2時～

ふれあいセンター ケリヤホール

当日会員 一般 2,500円、高校生以下 500円
正会員 500円、賛助会員 無料

湯浅 隆
/ポルトガルギター



吉田 剛士
/マンドリン

第208回コンサート

フラメンココンサート

「浜地妙子フラメンコの大地を這う」

～唄と踊りの呼応～

2026年10月18日(日) 午後2時～

ふれあいセンター ケリヤホール

当日会員 一般 2,000円、高校生以下 500円
正会員・賛助会員 無料



浜地妙子
/カンテ



Miguel Iglesias
/ギター

第209回コンサート

村瀬 啓 「ヴァイオリン・リサイタル」

～北国からの声～

2026年12月13日(日) 午後2時～

ふれあいセンター ケリヤホール

当日会員 一般 2,000円
高校生以下 500円
正会員・賛助会員 無料

村瀬 啓
/ヴァイオリン



大國 昌代
/ヴァイオリン

◇ 正会員 年会費 3,000円

◇ 賛助会員 年会費 10,000円

◇ 各会員の申し込み受付

・長谷川書店(阪急水無瀬駅前)

・小林酒店(島本町広瀬一丁目)

・事務局 Tel.075-962-0071(松永)

E-mail shimamoto-onkyou@outlook.jp

◇ すべてのコンサートで、
未就学児は 親子室(無料)が利用できます



メール

◇ 正会員・賛助会員に入会された方は、すべてのコンサートに参加できます。

様式第3号（第3条関係）

令和8年度 収支予算書

収入の部	区分	予算額	明細	
	正会員差額費	15000円	500円×30人	
	当日会員費	325000円	2500円×50人 2000円×50人 2000円×50人	
	参加費	48000円	合唱フェスティバル参加費 6000円×8団体	
	補助金	70000円	町補助金	
	団体負担金	235000円		
	合計	693000円		
支出の部	区分	予算額	明細	(内補助金)
	報償費	460000円	演奏会客演者への謝礼	内補助金 70000円
	印刷費	50000円	チラシ・プログラム等の印刷	
	借上げ料	140000円	ホール使用料 付帯設備費	
	通信費	25000円	郵送料等	
	接待費	12000円	客演者弁当代等	
	雑費	6000円	当日会員受付手数料	
	合計	693000円		
(差引)		(収入) 693000円 - (支出) 693000円 = 0		

令和 8年 5月 2日

島本町長 様

氏名又は名称及び代表者氏名
 島本音楽協会
 会長 松永昌子

令和8年度補助金交付申請書

令和8年5月11日

住所又は所在地
[REDACTED]

交付申請者 島本町少年野球協議会

氏名又は名称及び代表者氏名

会長: 増山 賢次

島本町長 様

補助金

負担金 交付申請書

助成金

金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円	
				7	0	0	0	0	—

ただし 令和8年度島本町少年野球協議会補助金として

下記理由書により	補助金	交付願いたく申請いたします。
	負担金	
	助成金	

理由書

島本町少年野球協議会の活動の充実及び発展のため

補助年度事業計画書

氏名又は名称及び代表者名

島本町少年野球協議会 会長 増山 賢次

（1）事業の目的

- ・少年野球の体験会をとおして、心身の健全育成を図ることを目的とする。

（2）事業の名称

- ・少年野球体験会

（3）事業費

- ・かかる金額は、別紙のとおり。

（4）事業の実施期日

- ・令和8年4月～令和9年3月で大会日以外の土日の練習日に同時開催。

（5）事業の実施場所

- ・町内の各小学校・中学校グラウンド。

（6）事業の概要

各チームの活動日に体験会を同時開催し、町内の子供たちに少年野球を体験する機会を提供する。チラシ等で、周知を行う。

令和 8 年度収支予算書

収入の部	区分	予算額	明細	
	島本町補助金	70,000	島本町補助金 ¥ 70,000	
	合計	70,000		
支出の部	区分	予算額	明細	(内補助金)
	消耗品	60,000	ボール、石灰など	60,000
	備品費	10,000	得点ボード	10,000
	合計	70,000		
(差引)		70,000-70,000=0		

令和 8 年 5 月 11 日

島本町長

様

島本町少年野球協議会

氏名又は名称及び代表者氏名

会長

増山



令和8年度補助金交付申請書 2026 年 5 月 20 日 住所又は所在地 [REDACTED] 交付申請者 氏名又は名称及び代表者氏名 日本ボーイカウト島本第一団 団委員長 八代龍之介 島本町長 山田 紘平 様									
補助金 負担金 助成金		交付申請書							
金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円	-
7	0	0	0	0	0	0	0	0	-
ただし 令和8年度 日本ボーイカウト島本第一団 補助金として									
下記理由書により				補助金 負担金 助成金		交付願いたく申請いたします。			
理由書									
日本ボーイカウト島本第一団の活動の充実及び発展のため									

補助年度事業計画書

氏名又は名称及び代表者氏名

日本ボーイスカウト島本第一団

団委員長 八代 龍之介

- | | |
|-------------|--|
| (1) 事業の目的 | 地域のボースカウトとして、子供たちに自然体験活の機会を提供し、
自然とふれあい、楽しくあそぶことで子供たちの健やかな成長を支援する☒ |
| (2) 事業の名称 | ボースカウトとあそぼう！ ワクワク自然体験あそび
文部科学省、大阪府教育委員会 後援事業
島本町教育委員会・大山崎町教育委員会 後援申請予定 |
| (3) 事業費 | 110,000円 (2回合計金額) |
| (4) 事業の実施期日 | ① 2026年10月25日(日)
② 2027年 3月 7日(日) |
| (5) 事業の実施場所 | ① 尺代野外活動センター(予定)
② 椎尾神社～天王山 |
| (6) 事業の概要 | ① 1日体験「親子ハイク+モンキーブリッジ、信号塔」(案)
(ボースカウト1日体験入隊)
② 恒例おやこハイキング (ボースカウト1日体験入隊)
※ 前年度の同行事案内チラシ、支援事業補助金報告資料 添付
設計書、図書等参考書類添付のこと。 |

様式第3号(第3条関係)

令和8年度収支予算書

収入の部	区分	予算額	明細	
	参加費 補助金 団体負担金 雑収入	16,000 円 70,000 円 20,000 円 4,000 円	参加者傷害保険料 @200×40人×2回 町補助 70,000円 自団会計から支出 ボーイスカウト日本連盟事業補助金	
合計		110,000 円		
支出の部	区分	予算額	明細	(内補助金)
	傷害保険 チラシ作成 会場借上げ 用具補充 設備補充 資材補充 備品補充 雑費	16,000 円 16,000 円 10,000 円 20,000 円 20,000 円 10,000 円 10,000 円 8,000 円	参加者傷害保険 2回分 8,000円×2回 公園 歴史資料館 ロープ バク材 等 作業テーブル タープ等 のこヤスリ 工具 等 事務用品 救急用品等 参加者おやつ 他	内補助金 16,000 内補助金 10,000 内補助金 20,000 内補助金 20,000 内補助金 4,000
合計		110,000 円		
(差引)		(収入) 110,000円 - (支出) 110,000円 = 0円		

令和8年5月20日

島本町長 山田 紘平 様

日本ボーイスカウト島本第一団
団委員長 八代 龍之介

様式第1号(第3条関係)

令和8年度補助金交付申請書 2026年 5月 11 日 住所 大阪府三島郡島本町若山台1-5-15-102 交付申請者 ガールスカウト大阪府第90団 代表者氏名 団委員長 木村圭以子 島本町長 山田紘平様											
補助金 負担金 助成金			交付申請書								
	金 額	千	百	拾	万	千	百	拾	円	一	
					7	0	0	0	0		
ただし 令和8年度 島本町社会教育関係団体補助金として											
下記理由書により						補助金 負担金 助成金		交付願いたく申請いたします。			
理由書											
ガールスカウト大阪府第90団の活動の充実と発展のため											

補助年度事業計画書

ガールスカウト大阪府第90団

代表者氏名 団委員長 木村圭以子

(1) 事業の目的

地域に根差した生涯学習活動であるガールスカウトの活動をガールスカウト対象の女兒とその保護者に体験を通して知ってもらう

(2) 事業の名称

おさそいキャンペーン (ガールスカウト体験集会)

(3) 事業費

70,000円

(4) 事業の実施期日

5/17, 8/30, 1/17, 3/7

(5) 事業の実施場所

5/17 櫻井駅跡史跡公園(雨天決行)

8/30・1/17・3/7はふれあいセンターで実施(予定)

(6) 事業の概要

5/17 ガールスカウトの技術(救急法・ロープワーク・測定法・ソング・リクリエーションなど)を学ぶとともにガールスカウト活動を知ってもらう

8/30 親子で学ぶワークショップ

1/17 お茶会

3/7 親子で防災についてのワークショップ

設計書、図書等参考書類添付のこと。

令和8年度 収支予算書

収入の部	区分	予算額	明細	
	補助金	70,000	町補助金70,000円	
	団活動費	1,000		
	合計	71,000		
支出の部	区分	予算額	明細	(内補助金)
	印刷製本費	14,000	ポスター・チラシ印刷代@7000円x2回	(内補助金14,000円)
	印刷製本費	7,000	通年チラシ印刷代@7000円x1回	(内補助金 7,000円)
	使用料	10,000	会場使用料 @5,000円×2回	(内補助金10,000円)
	消耗品費	1,000	事務用品代	(内補助金 1,000円)
	備品購入費	15,000	キャリーカート@15,000円×1台	(内補助金 15,000円)
	備品購入費	12,000	折りたたみ椅子@3,000円×4脚	(内補助金 12,000円)
	備品購入費	11,000	ブルーシート@5,500円×2枚	(内補助金 11,000円)
	通信運搬費	1,000	郵便代	
	合計	71,000		
(差引)		(収入)71,000円 - (支出)71,000円 = 0円		

令和8年4月20日

島本町長 山田紘平様

ガールスカウト大阪府第90団
団委員長 木村 圭以子

様式第1号(第3条関係)

令和8年度年度補助金交付申請書 令和 8 年 5 月 11 日 住所又は所在地 島本町東大寺3丁目 交付申請者 島本町レクリエーション協会 会長 内田 好子 島本町長 様										
補助金 負担金 助成金			交付申請書							
	金 額	千	百	拾	万	千	百	拾	円	—
				¥	6	0	0	0	0	—
ただし 令和8年度 島本町レクリエーション協会補助金として										
下記理由書により						補助金 負担金 助成金		交付願いたく申請いたします。		
理由書										
島本町レクリエーション協会の活動の充実と発展のため										

補助年度事業計画書

島本町レクリエーション協会
会長 内田 好子

- | | |
|-------------|--|
| (1) 事業の目的 | 地域住民の健康維持・増進を図るとともに、加齢や運動不足による身体機能低下予防を目的として、整骨資格を有する専門家及びトレーニング指導者を講師に迎え、正しい身体の使い方や機能改善運動を学ぶ講習会を開催する。 |
| (2) 事業の名称 | 機能改善・身体機能向上セミナー |
| (3) 事業費 | 60,000円 |
| (4) 事業の実施期日 | 10月頃 |
| (5) 事業の実施場所 | 島本町立体育館 |
| (6) 事業の概要 | 整骨資格を有し、トレーニングジム経営者による講習会を開催し、身体機能改善や健康維持に効果的な運動方法、姿勢改善、筋力向上を実践形式で指導する。 |

設計書、図書等参考書類添付のこと。

様式第3号(第3条関係)

年度収支予算書

収入の部	区 分	予算額	明 細
	補助金 参加費 雑収入	60,000円 0円 0円	町補助金 60,000円
	合計	60,000円	
支出の部	区 分	予算額	明 細
	報償費 消耗費 会場費	50,000円 8,000円 2,000円	講師謝礼 (内補助金 50,000円) 事務用品代 (内補助金 8,000円) 会場借上代費 (内補助金 2,000円)
	合計	60,000円	
(差引)		(収入) 60,000円	— (支出) 60,000円 = 0円

令和 8 年 5 月 11 日

島本町長 様

島本町レクリエーション協会
会長 内田 好子

島本町社会教育関係団体活動支援事業補助金交付要綱

(令和 4 年12月22日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、島本町社会教育関係団体（以下「団体」という。）が社会教育活動を推進することを目的に行う事業に対して、島本町社会教育関係団体活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、島本町補助金交付規則（昭和45年島本町規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 団体の特長をもって行う社会教育事業又は団体の活動の周知を図るために行う事業であること。
- (2) 広く住民の参加が期待できる事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とするもの
- (2) 島本町暴力団排除条例（平成26年島本町条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に利することとなるもの
- (3) その他町長が不適当と認めるもの

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助額及び交付回数)

第4条 補助額は、補助対象経費の実支出額から補助対象事業に係る収入額を控除した額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は70,000円のいずれか少ない額とする。

2 同一年度における1団体に係る補助金の交付回数は、1回とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、町長が指定する期限までに、補助金交付申請書（規則様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 補助年度事業計画書（規則様式第2号）
- (2) 当該年度収支予算書（規則様式第3号）
- (3) その他事業の内容が分かるもの

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による補助金交付申請書その他の書類の提出を受けたときは、当該書類について審査を行う。

2 前項の審査は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第13条の規定に基づき、教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行う。

3 町長は、第1項の審査の結果を踏まえ、補助金の交付を決定したときは、当該申請団体に補助金交付決定通知書（規則様式第4号）を交付するものとする。

(事業の変更)

第7条 補助金の交付決定を受けた団体は、前条第3項の補助金交付決定通知書を交付された後において、やむを得ない理由により、事業の一部を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに、その理由を記載した書面を町長に提出し、その承認を得なければならない。

(補助金交付の請求)

第8条 補助金の交付決定を受けた団体は、補助金の交付を受けようとするときは、町長に補助金交付請求書(規則様式第5号)を提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた団体は、その補助対象事業の完了後2か月以内に、補助年度収支状況報告書(規則様式第6号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 補助年度事業実施状況報告書(規則様式第7号)

(2) 補助年度収支決算書(規則様式第8号)

(3) その他事業の内容が分かるもの

2 前項の場合において、交付された補助金を精算する必要がある場合は、補助金精算報告書(規則様式第9号)を町長に提出し、精算しなければならない。

(情報の公開)

第10条 団体から提出された書類等は、島本町情報公開条例(昭和58年島本町条例第24号)第5条第1項各号のいずれかに該当する情報を除き、公開するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

補助対象経費	補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、次に掲げる経費 (1) 報償費 講師謝礼等 (2) 旅費 講師の交通費等 (3) 消耗品費 事務用消耗品費等 (4) 印刷製本費 チラシ及び資料の印刷代等 (5) 光熱水費 補助対象事業の実施に直接必要な光熱水費 (6) 通信運搬費 郵便料等 (7) 委託料 専門的な知識や技術を要する業務委託料等 (8) 使用料 会場の使用料等 (9) 賃借料 機材の賃借料等 (10) 備品購入費 補助対象事業に直接使用する資機材等の購入費 (11) その他町長が必要と認める経費
補助対象外経費	(1) 団体運営のための経常的経費 (2) 団体構成員の慰労又は懇親のための活動に係る経費 (3) 団体構成員に対する人件費及び謝礼 (4) 交際費、慶弔費及び食糧費 (5) 他団体への寄付金、補助金、貸付金 (6) 補助対象事業の実施に係る直接的経費と認められない経費 (7) その他町長が補助対象経費として適当でないと認める経費

様式第1号(第3条関係)

年度補助金交付申請書 年 月 日 住所又は所在地 交付申請者 氏名又は名称及び代表者氏名 島本町長 様											
補助金 負担金 助成金		交付申請書									
金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円	—		
ただし											
下記理由書により					補助金 負担金 助成金		交付願いたく申請いたします。				
理由書											

様式第2号(第3条関係)

補助年度事業計画書

氏名又は名称及び代表者氏名

- (1) 事業の目的
- (2) 事業の名称
- (3) 事業費
- (4) 事業の実施期日
- (5) 事業の実施場所
- (6) 事業の概要

設計書、図書等参考書類添付のこと。

様式第3号(第3条関係)

年度収支予算書

収入の部	区分	予算額	明細	
	合計			
支出の部	区分	予算額	明細	(内補助金)
	合計			
(差引)				

年 月 日

島本町長 様

氏名又は名称及び代表者氏名

様式第1号(第3条関係)

令和6年度補助金交付申請書										
年 月 日						記入例				
日付は空欄で提出		住所又は所在地								
		交付申請者				島本町〇〇〇〇協会				
		交付申請者は 認定申請時と同じ ※正式名称を記入してください				会長 △△ ××				
島本町長 様						※押印不要です				
補助金 負担金 助成金		交付申請書								
金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円	一	
ただし 令和4年度 島本町〇〇〇〇協会補助金として										
下記理由書により				補助金 負担金 助成金		交付願いたく申請いたします。				
理由書										
<<何も記入しないでください>>										

補助年度事業計画書

記入例

島本町〇〇〇〇協会
氏名又は名称及び代表者氏名

補助の対象となる内容は、次のとおりです

島本町社会教育関係団体活動支援事業補助金交付要綱
(補助対象)

(1) 事業の目的

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

(2) 事業の名称

(1) 団体の特長をもって行う社会教育事業又は団体の活動の周知を図るために行う事業であること。

(3) 事業費

(2) 広く住民の参加が期待できる事業であること。
2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。

(4) 事業の実施期日

(1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とするもの
(2) 島本町暴力団排除条例（平成26年島本町条例第8号）

(5) 事業の実施場所

第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に利することとなるもの

(6) 事業の概要

(3) その他町長が不適当と認めるもの

設計書、図書等参考書類添付のこと。

記入例

収入の部	区分	予算額	明細	
	参加費 補助金 団体負担金 雑収入	〇〇,〇〇〇円 〇〇,〇〇〇円 〇〇,〇〇〇円 〇〇,〇〇〇円	△△△円 × □□人 町補助金 〇〇,〇〇〇円 団体会員費より充当 預金利子等	
	合計		別添資料等に替える場合は、 明細欄に「別添資料のとおり」と記載し、 「(差引)」欄に収入・支出金額を記入してください。	
支出の部	区分	予算額	明細	(内補助金)
	報償費 消耗品費 会議費 通信運搬費	〇〇,〇〇〇円 〇〇,〇〇〇円 〇〇,〇〇〇円 〇〇,〇〇〇円	講師謝礼等 事務用品代 会場借上代等 郵便代等	(内補助金〇〇,〇〇〇円) (内補助金〇〇,〇〇〇円)
	合計		支出の部について、 今回の町補助金を充てた支出には、 「(内補助金)」の欄に充当額を記載してください。	
(差引)		(収入)円 - (支出)円 = 円		

令和X年 ○月 □ 日

島本町長 様

※押印不要です

島本町〇〇〇〇協会
氏名又は名称及び代表者氏名

島本町社会教育関係団体活動支援事業補助金にかかるQ&A

はじめに

従来、社会教育関係団体への補助金は運営補助として交付されてきました。しかし、運営補助は、補助金の使い道が不明瞭になりやすいという危険性を孕んでいます。各団体の皆様には度々是正を図っていただきましたが、「第六次島本町行財政改革プラン」において「補助金の適正運用に関する指針」が策定され、団体の運営補助に関しては、廃止、または事業補助へ転換の方向が示されました。

これにより、社会教育関係団体への補助金についても、より根拠の明解な事業補助への転換を目的に、この度「島本町社会教育関係団体活動支援事業補助金交付要綱」（以下、「要綱」）を定めました。

また、より公平な補助制度へ改めることも、今回の制度の見直しの目的の一つとしています。従来は団体の規模等から補助額は一律ではありませんでしたが、事業に対し補助を行っていくため、全団体一律の上限額を定めました。団体によっては、従来の交付額から減額となる場合もありますが、運営の見直しの機会と捉え、一層の創意工夫をお願いいたします。

最後に、社会教育関係団体が活発に活動することで、住民の社会教育・生涯学習活動に参加する機会が充実していくものと考えております。団体活動の周知となり、かつ広く住民の参加が期待できる事業に対する補助となりますので、ご協力をお願いいたします。

交付対象事業・経費について

Q1 補助の対象と認められない事業には、どのようなものがありますか？

A1 要綱第2条第2項のとおり、政治活動、宗教活動、営利活動を目的とした事業は対象外です。

また、上記に該当しない場合でも、参加対象が団体の会員のみの場合は、要綱第2条第1項を満たさないものとし、対象となりません。

【対象外事業例】

- ・会員のみが参加する練習・大会・勉強会 等
- ・「〇〇を招待」等、参加者が予め限定的に特定されている事業（但し、「町内小中学生対象」等は可）

【対象事業例】

- ・会員以外の方も参加可能な発表会・講演会 等
- ・会員以外の方に向けて行う体験会 等

Q 2 会員やスタッフのお弁当や飲み物は、補助対象になりますか？

A 2 なりません。要綱第3条別表のとおり、団体構成員やスタッフへの飲食代は全て補助対象外です。ただし、講師へのお茶代等は対象と認められる場合があります。

Q 3 会員（団体構成員）が講演会の講師などを行った場合の謝礼（報償費）は、補助対象になりますか？

A 3 要綱第3条別表のとおり、会員（団体構成員）に対する報償費は、補助対象となりません。会員以外への報償費であれば、補助対象となります。

Q 4 体験会を開催します。参加者の方に作ってもらった作品を持って帰っていただきますが、その材料費は補助対象になりますか？

A 4 なりません。材料や参加賞等の個人に持って帰っていただく物は、原則対象外です。参加費を徴収する等、工夫してください。

Q 5 要綱4条に「補助対象事業に係る収入額」とありますが、具体的にどのようなものでしょうか？

A 5 例えば、参加料・観覧料やパンフレット販売収入等です。ただし、材料費等支出が発生した分を参加者が負担した費用については、収入控除の対象とはみなしません。

Q 6 備品の購入を予定しています。補助対象になりますか？

A 6 なります。ただし、要綱第3条別表のとおり、補助申請した事業で直接使用する場合に限ります。

【例】発表会に使用するオーディオ機器 等

Q 7 申請事業の収入は、寄付します。予算書にはどう記載したらよいでしょうか？また、その場合も収入控除にあたるのでしょうか？

A 7 寄付額分は、収入・支出いずれにおいても補助対象外経費のため、収入控除にはあたりません。ただし、実績報告時に、寄付を行った際の寄付証明書等を添付してください。

Q 8 申請のタイミングでは、参加者数が確定していないため収入額がわかりません。どうしたらよいでしょうか？

A 8 申請のタイミングでは、見込額で構いません。

申請について

Q 9 これまでは、計画書や予算書は1か年分の内容で作成していました。これからは、どのように作成したらよいでしょうか？

A 9 事業補助になるため、申請を受ける事業に関する計画や予算のみを記載してください。

また、実績報告時に対象事業の支出にかかる領収書等を提出いただきます。(※詳細は「事業の実施等について」Q15～ 参照)

Q 10 1か年の間に複数の事業を予定しています。1団体あたり1回の申請とありますが、事業が複数ある場合も、2回以上は申請できないのでしょうか？

A 10 要綱第4条第2項のとおり、2回以上の申請はできません。

Q 1 1 年間を通じて、同じ内容の事業を複数回行います。まとめて1つの事業として申請することができますか？

A 1 1 できます。
ただし、明らかに異なる内容の事業を1つの事業としてみなすことはできません。事業内容は、目的・内容・対象者等から総合的に判断します。

Q 1 2 1団体あたり上限7万円とありますが、7万円未満になる場合もあるのでしょうか？

A 1 2 あります。
補助額は、補助対象事業において実際に支出のあった補助対象経費からその補助対象事業に関する収入額を差し引いた額と7万円を比較して、少ない方を交付いたします（Q 5 参照）。
1か年の間で、1つの事業としてみなせない、内容の異なる事業を複数行っている場合は、それぞれの事業によって補助対象経費の総額が異なるため、どの事業を交付申請するか等、団体内でよく検討して申請してください。

Q 1 3 申請した金額が全額交付されるのでしょうか？

A 1 3 要綱第6条のとおり審査を行い、事業実施に必要な経費と認められるものについて、補助金が交付されます。そのため、申請金額から減額される場合もあります。

Q 1 4 申請時期は、全団体で決まっているのでしょうか？それとも団体ごとにそれぞれのタイミングで申請できるのでしょうか？

A 1 4 交付の時期は要綱では定めておりません。
しかし、社会教育法第13条の規定により社会教育関係団体の補助金審査は社会教育委員の会議の意見を聴いて行うこととなっているため、交付決定に当たり社会教育委員会会議を開催する必要がありますので、当面は、交付を希望する団体が一斉に申請いただく時期を設ける方向です。
但し、申請・交付にあたって新たに課題が発生した場合等は、申請時期を複数回設ける等の対応を変更する場合があります。

事業の実施等について

Q 1 5 領収書の写しの代わりに、銀行振込書やレシートの写しを添付してもいいですか？

A 1 5 基本的には領収書の写しが必要です。ただし、日付・商品名・単価等が明記されたものの場合は、レシート等の写しでも構いません。
また、やむを得ず銀行振込書のみ添付される場合は、経費の支出先から発行された書類（納品書、請求書等）を添付してください。購入品目の記載がないものは、原則、領収書として認められません。

Q 1 6 事業実施後の日付の領収書は認められますか？

A 1 6 原則として、認められません。消耗品や備品を後払いで購入する場合は、納品書など事業実施前に物品を受け取ったことが証明できる書類を提出してください。

Q 1 7 団体構成員でないボランティアに支払った謝礼の領収書は必要ですか？

A 1 7 必要です。
なお、複数のボランティアの方に支払った場合は、個人に支払ったことが分かる領収書（住所・氏名の記載、個人印の押印が必要）を提出してください。また、複数人分をまとめて作成したものは、領収書として認められません。お一人につき1枚の領収書が必要です。

実績報告について

Q 1 8 交付を受けた事業が終了しました。実績報告はいつまでに提出したらよいですか？

A 1 8 要綱第9条のとおり、事業完了後2か月以内に必要書類を提出してください。ただし、年度終了近くに事業を開催した場合は、できる限りすみやかに提出いただくよう、ご協力お願いいたします。

Q 1 9 年間を通じて複数回事業を開催するため、まとめて1つの事業として申請し、認められました。1つ終了するごとに実績報告を提出しますか？

A 1 9 その都度提出の必要はなく、事業終了後にまとめて実績報告を提出してください。

Q 2 0 参加料を徴収している事業です。申請時の見込みよりも実際の参加者数が上回り、申請時の収入見込額より実収入が増えました。申請時の補助額から変更されますか？また、その時はどうしたらよいのでしょうか？

A 2 0 参加者数の増減による収入額の変更は、支出額の変更にも連動する場合があるため、個別の事案によりますが、補助額から変更が生じる可能性があります。

取り下げ・変更について

Q 2 1 申請のタイミングでは、事業を開催できるかどうか不明です。開催する場合に備えて申請しておきたいのですが、申請内容はどこまで決めておく必要があるのでしょうか？

A 2 1 あくまでも事業開催を前提に、申請いただくものです。申請時は様式に記載の必要事項を決めたうえで、提出してください。
方が一、申請後に事業を取りやめる場合は、要綱第7条のとおり、直ちにその旨を書面にて届け出てください。

Q 2 2 事業にかかった経費が、交付決定時に認められた経費を超えてしまいました。補助対象として認められますか？

A 2 2 交付決定時に認められた補助対象経費を超える経費については、原則として補助対象となりません。ただし、物品の値上がり等事案によって認められる場合があります。

Q 2 3 開催日や会場の変更はできますか？

A 2 3 できます。要綱第7条のとおり、変更の理由を記載した書面をすみやかに提出してください。

ただし、変更によって新たに、予算書に記載していなかった経費が発生した場合、補助対象外となる場合もあります。

Q 2 4 事業実施日が雨天だった場合は、中止します。その場合は、どこまでの費用が対象になりますか？

A 2 4 事業実施までの準備に係る経費（チラシ印刷等）については、その事業実施のために必要な準備行為であり、補助対象になると考えています。ただし、個別・具体的な内容は、事業終了後における実績報告時に判断することとなります。

高教総第276号
令和8年5月19日

各市町村社会教育委員会様 ご担当者様

高槻市教育委員会事務局
教 育 総 務 課 長

第68回全国社会教育研究大会大阪大会の開催に係る協力について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

このたび、標記大会につきまして、令和8年5月13日付け8全社大第17号にて、実行委員長及び大阪府教育庁から運営スタッフの協力依頼がありました。

つきましては、本市が三島ブロックのとりまとめをすることとなっておりますので、大阪府庁からの通知および下記の通りご提出くださいますようお願いいたします。

各市町の協力人数等、ご不明点やご相談がございましたら、下記提出先までご連絡ください。

記

1. 大会名 第68回全国社会教育研究大会大阪大会
2. 開催期日 令和8年10月28日（水）～30日（金）
3. 開催場所
(1) 全体会 令和8年10月29日（木） 国際障害者交流センター
(2) 分科会 令和8年10月30日（金） 新梅田研修センター、大阪府立中之島図書館
4. 協力依頼内容
大会運営補助（司会、受付、会場案内、舞台補助等）
※具体的な業務内容及び日程等につきましては、協力者が決定した後、あらためて大阪府教育庁からご相談がある予定です。
5. 各市町の協力依頼人数について
スタッフの人数は、各市町の社会教育委員数を参考に記載しておりますが、目安として確認をお願いいたします。
なお、提出日時点で、協力できる方が決定していない場合等は、職員名にて提出いただき、後日決定次第差し替えることも可能です。

	10月29日	10月30日	(参考) 社会教育委員数
高槻市	2人	1人	9人
吹田市	1人	2人	12人
茨木市	1人	1人	9人
摂津市	1人	1人	9人
島本町	1人	0人	6人
計	6人	5人	

6. 提出先
高槻市教育委員会事務局 教育総務課 社会教育チーム
梶川 原田
電話 072-674-7612

第 68 回 全国社会教育研究大会 大阪大会

令和 8 年度近畿地区社会教育研究大会〔大阪大会〕・令和 8 年度大阪府社会教育研究会議
開催要項（案）

1 大会スローガン
学んでオモロイやん つながるってええやん 地域のことはまかしとき

2 研究主題
多様な人材・資源をつなげる社会教育 ～学びを社会の活力に～

3 開催趣旨

大阪は江戸時代には「天下の台所」と呼ばれ、物流と商業の中心でした。その頃より、人形浄瑠璃、上方落語といった「オモロイ」に関する文化が根付いています。「オモロイ」は人々を集め、また「自分もやってみよう」という興味のきっかけになり、実際にやってみた後も「もっとやりたい」という原動力になるものではないでしょうか。

大阪府では、令和 5 年 3 月に策定された「第 2 次大阪府教育振興基本計画」に基づき、「おもしろやん」、「ええやん」、「まかしとき」のキーワードとともに子どもたちが将来を生き抜く力を身につけることができるよう、地域コミュニティの基盤を支える社会教育を推進しています。歴史や文化、様々な人とのつながりを通じて発展してきた大阪で本大会を開催し「多様な人材・資源をつなげる社会教育 ～学びを社会の活力に～」というテーマで語り合うことは、今後の社会教育にとって大きな意味を持つと考えます。

今大会では、教育関係者、行政担当者等だけではなく、民間事業者や社会教育士、社会教育に関わる学生などが一堂に会することになり、一人ひとりが社会教育を身近に感じることで、未来につながる多様な人材の育成や資源の活用につなげていくことをめざします。異なる年齢、背景、経験を持つ人々が協力し合い、共に学び合うことで、新たな視点やアイデアを得ることができ、社会教育の推進、発展に寄与する一助となれば、うれしく思います。

本大会を通じて、学びの楽しさやつながりの大切さが再認識されるとともに、新たな協力関係が生まれ、地域社会の発展に向けた新たな一歩につながっていくことを期待します。

4 主 催
一般社団法人全国社会教育委員連合、近畿地区社会教育委員連絡協議会、大阪府教育委員会、大阪府社会教育委員連絡協議会、第 68 回全国社会教育研究大会大阪大会実行委員会

5 後 援（予定）
文部科学省、京都府教育委員会、滋賀県教育委員会、奈良県教育委員会、兵庫県教育委員会、和歌山県教育委員会、大阪府、大阪府教育委員会、堺市、堺市教育委員会

6 期 日
令和 8 年 10 月 28 日（水）～30 日（金）

7 会 場

1 日目	理事会・担当者会会場	最寄り駅
	会場名 大阪府庁咲洲庁舎 住所 大阪市住之江区南港北 1-14-16	Osaka Metro 南港ポートタウン線 「トレードセンター前」駅
2 日目	総会・全体会会場（※総会は関係者のみ）	最寄り駅
	会場名 国際障害者交流センター ビッグ・アイ 住所 堺市南区茶山台 1-8-1	南海東北線「泉ヶ丘」駅
	情報交換会会場	最寄り駅
	会場名 グレースバリなんば道頓堀店 住所 大阪市中央区道頓堀 1-4-27 道頓堀ベニスビル 1 6 階	南海本線、高野線「なんば」駅 Osaka Metro 御堂筋線「なんば」駅 Osaka Metro 千日前線 堺筋線「日本橋」駅
3 日目	第 1～第 5 分科会	最寄り駅
	会場名 新梅田研修センター 住所 大阪市福島区福島 6-23-8	JR 東海道本線「大阪」駅 JR 環状線「福島」駅 Osaka Metro 御堂筋線「梅田」駅 Osaka Metro 谷町線「東梅田」駅 阪急「大阪梅田」駅
	第 6 分科会	最寄り駅
	会場名 大阪府立中之島図書館 住所 大阪市北区中之島 1-2-10	Osaka Metro 御堂筋線「淀屋橋」駅 京阪本線「淀屋橋」駅 京阪中之島線「大江橋」駅 京阪中之島線「なにわ橋」駅

- 8 対 象
都道府県・政令指定都市・市町村社会教育委員及び社会教育関係者、社会教育関係団体、社会教育士、社会教育に関わる学生、その他生涯学習・社会教育に関心のある方

- 9 参 加 費
一人 5,000 円

10 大会日程

1 日目 10/28 (水)					全国社会教育 委員連合 理事会 14:00～15:30		都道府県・政令指 定都市 社会教育委員連絡 協議会等 事務局担当者会議 16:00～17:30			
2 日目 10/29 (木)		全国社会 教育委員 連合総会 10:00～ 11:30		受付 12:00～ 13:00	アトラク ション 13:00～ 13:30	開催行事 表彰式 13:30～ 14:20	記念 講演 14:30～ 15:40	シンポ ジウム 15:50～ 17:10	閉会 行事 17:30 終了	情報交換会 19:00～ 21:00
3 日目 10/30 (金)	受付 分科会 打合せ 9:00～	分科会 9:30～12:00								

- 11 理事会、担当者会議【10月28日(水)】※関係者のみ
14:00～15:30 全国社会教育委員連合 理事会
16:00～17:30 都道府県・政令指定都市社会教育委員連絡協議会等事務局担当者会議
- 12 総会【10月29日(木)】※関係者のみ
10:00～11:30 全国社会教育委員連合 総会
- 13 全体会【10月29日(木)】
12:00～13:00 受付
13:00～13:30 アトラクション 「火縄銃演武」 堺火縄銃保存会
13:30～14:20 開会行事・表彰式
14:30～15:40 記念講演 「夢と冒険 ～モンベル7つのミッション～」
株式会社モンベル代表取締役会長 辰野 勇 氏
15:50～17:10 シンポジウム

多様な人材・資源で創る地域の未来～もっと社会教育をオモロくするために～		
コーディネーター	大谷 裕美子 氏	文部科学省CSマイスター 大阪府社会教育委員 奈良県社会教育委員 河内長野市立美加の台中学校区ゆめ☆まなびネット代表
コメンテーター	吉本興業所属・住みます芸人 span!	
シンポジスト	明貝 一平 氏	田尻町社会教育委員 一般社団法人田尻町観光協会理事長
	今中 博之 氏	社会福祉法人素王会 INCURVE【インカーブ】理事長/代表
	松藤 昌代 氏	大阪府識字・日本語学習コーディネーター 門真市多文化共生推進協議会地域日本語教育コーディネーター 日本語教育・多文化共生推進協会 kotoba 共同代表

17:10～17:30 閉会行事

- 14 情報交換会【10月29日(木)】
18:30～19:00 受付
19:00～21:00 情報交換会
会 場：グレースバリなんば道頓堀店
(大阪市中央区道頓堀1-4-27 道頓堀ベニスビル1 6階)
参加費：5,000 円

第1～5分科会 会場：新梅田研修センター

第1分科会	社会教育委員の役割【兵庫県】	
	テーマ	社会教育委員のネットワークの意義 ～子どもの生きる力を育む地域教育と社会教育委員の果たす役割～
	コーディネーター	波多江 みゆき 氏（伊丹市社会教育委員）
	コメンテーター	尾崎 公子 氏（兵庫県社会教育委員、兵庫県立大学教授）
	事例発表者	別惣 淳二 氏（三田市生涯学習審議会委員、兵庫教育大学教授） 大西 登司恵 氏（宝塚市社会教育委員） 板野 彰彦 氏（伊丹市社会教育委員） 三善 知子 氏（川西市社会教育委員） 竹部 知佳 氏（猪名川町社会教育委員）
	報告の要旨 及び 討議のポイント	兵庫県阪神北地区社会教育委員協議会（4市1町加盟）では、例年、年間研究テーマを設定し、研修会（年2回）を行うとともに、理事会（年4回）において情報交換を行い、各市町の社会教育推進に資する活動を行っている。 分科会では、「子どもの生きる力を育む地域教育」を発表題として、各市町の社会教育委員による特徴的な取組事例を報告する。事例発表を通じて、複数の自治体の社会教育委員がネットワークを構築し、情報交換や合同研修をすることの意義を全国から集まる参加者と考える。

第2分科会	人が育つ環境づくり【滋賀県】	
	テーマ	多世代が共に学び支え合う地域社会の構築 ～「なんとかなる」をみんなでつくる社会教育とは～
	コーディネーター	上田 洋平 氏（高島市社会教育委員、 滋賀県立大学地域共生センター特任講師）
	事例発表者	（1）たかしまアカデミー関係者 ・中川 知香 氏（高島市社会教育委員、準備委員から第1期生） ・安原 翼 氏（準備委員から第2期生） （2）一般社団法人 yourship ・梅村 亮介 氏（滋賀県社会教育委員、社会教育士）
	報告の要旨 及び 討議のポイント	地域や組織で活躍するリーダーや人材が常にいてくれることが理想だが、大事なのは「一人でなんとかする」理想のリーダーや人材（白馬の王子）がいなくとも、そこに「居合わせ」た人たちのつながりの力（ソーシャル・キャピタル）で「なんとかなる」社会をみんなでつくることではないか？ 社会教育を通じて「ここでならなんとかなる」と誰もが思えるまちをつくるにはどうすればよいか。長年の実践者や若手挑戦者の事例をもとに参加者とともに考える。

第3分科会	地域と学校の連携・協働【京都府】	
	テーマ	地域とともにある学校をめざして ～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動への期待と課題～
	コーディネーター	森川 知史 氏（宇治市生涯学習審議会委員、 元京都文教短期大学教授）
	事例発表者	向山 ひろ子 氏（宇治市生涯学習審議会委員、 宇治市立木幡小学校CSコーディネーター）
	報告の要旨 及び 討議のポイント	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を図る提案を生涯学習審議会と教育委員会が協働で行った。提案当初から審議会委員として関わり、又、在住校区小学校のCSコーディネーター（地域学校協働活動推進員）として活動している現在、一体的な推進を図るためにどのような人々を巻き込み、関係構築を図り、どのようなシステムを築き上げる必要があるか、討議を行う。

第4分科会	社会教育人材の育成【奈良県】	
	テーマ	地域に活力をうみだす社会教育人材の育成 ～社会教育委員と共に地域の活動で成長する若者たち～
	コーディネーター	岡田 龍樹 氏（奈良市社会教育委員、天理大学教授）
	事例発表者	井村 高子 氏（川西町社会教育委員、社会教育士） 石飛 和彦 氏（天理大学教授、人文学部社会教育学科主任） 天理大学人文学部社会教育学科学生
	報告の要旨 及び 討議のポイント	地域に活力をうみだすには様々な世代や立場の人たちの主体的な参加が必要である。とくに地域で人々が成長できる「社会教育」の視点をもつ人材が求められるだろう。学生が、地域の方々に受け入れられながら、どのように地域の活動に取り組み、自分の思いを育て変化し成長していくのか、共に活動している社会教育委員の取組内容と学生自身の声をまじえ発表する。

第5分科会	学びの場づくり【和歌山県】	
	テーマ	「行事」から「事業」への脱却 ～協働による「すこやか橋本 まなびの日」～
	コーディネーター	藤田 直子 氏（和歌山信愛大学客員教授）
	事例発表者	岸田 昌章 氏（橋本市社会教育委員、 すこやか橋本まなびの日実行委員長）
	報告の要旨 及び 討議のポイント	和歌山県橋本市は、県内で先駆けて「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」を制定し、2019年4月から施行している。条例に基づき、「すこやか橋本 まなびの日」をモデル事業として位置づけ、関係者全員が行事を事業として認識するよう試みながら、社会教育委員として「自治」と「協働」を広めることをめざしている。 事例発表を通じて、学びの場づくりについて参加者とともに考える。

第6分科会 会場：大阪府立中之島図書館

第6分科会	図書館の活用【大阪府】	
	テーマ	図書館による学びづくり・つながりづくり ～住民参加の図書館づくり～
	コーディネーター	久野 和子 氏（大阪府社会教育委員、立命館大学教授）
	事例発表者	原田 貴子 氏（大阪府社会教育委員、熊取町立熊取図書館館長）
	報告の要旨 及び 討議のポイント	図書館の活用を活性化していくためには、学びを提供し、人と人をつなぎ、まちづくりや地域の振興を図る場であることが周知される必要がある。近年、読書離れが問題視されている中、本を読むこと、学ぶこと、伝えることを通して読書がもつ魅力を再確認するとともに、人々が集う場所、つながる場所としての図書館のあり方や魅力について参加者とともに考える。

16 協賛企業・団体（令和8年4月17日現在 順不同）

- ・株式会社モンベル
- ・グンゼ株式会社
- ・SMBC コンシューマーファイナンス株式会社
- ・公益財団法人 大阪ユースホステル協会
- ・大阪商工信用金庫
- ・大容建設株式会社
- ・株式会社プランニングキュービック
- ・堺ヤクルト販売株式会社